

第1 趣旨

この要領は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

第3 事業の実施主体

市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 補助事業の内容等

1 事業の内容

子育て世帯訪問支援事業の実施について（令和7年4月1日こ成環第162号）の別紙「子育て世帯訪問支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3，4，5のとおり。

2 補助基準額及び補助率

交付要綱別表のとおり。

3 留意事項及び保護者負担

実施要綱6，7のとおり。

第5 対象経費

交付要綱別表のとおり。

第6 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付申請書（第2号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類

第7 実績報告

本事業の補助を受けた者は、交付要綱に定めるもののほか、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金実績報告書（第6号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表4）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類